

# みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

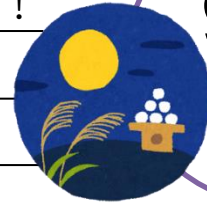
## INDEX

- ◆オンラインゲームで高額請求！家庭内でのルール作りを！
- ◆暗号資産（仮想通貨）に関するトラブルにご注意！
- ◆宮城県消費生活サポーターになりませんか？

2019

9 September  
月号

第114号



## オンラインゲームで高額請求！家庭内でルール作りを！



### 事例

携帯電話会社から、※キャリア決済の支払額が限度額の10万円を超えるという通知が届いた。家族に聞くと、小学生の娘が私のスマートフォンでオンラインゲームをしていたことが分かった。こっそり盗み見たパスワードを入れてゲームをダウンロードし、課金したという。娘は、お金を払っているという感覚もなくゲームを進めていたようだ。

※商品代金を通信料金とまとめて支払う決済サービスのこと。

## ★アドバイス★

- 子どもがオンラインゲームで課金し高額請求を受けるケースでは、親のクレジットカード情報を勝手に使用してしまうほか、最近では携帯電話のキャリア決済を無断で利用してしまうケースも見られます。
- クレジットカードやキャリア決済のパスワード等の管理には十分注意しましょう。利用ごとに通知をもらう設定をし、利用状況を確認するののも一つの方法です。
- 周囲の大人は、ゲーム料金体系や決済方法を理解し、日頃から子どもとゲームの利用ルールについてよく話し合いをしましょう。
- 困ったときは消費生活センターにご相談ください。



## 消費者ホットライン「188（いやや！）泣き寝入り」

お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。  
ひとりで悩まず相談しましょう！



## 暗号資産(仮想通貨)に関するトラブルにご注意!

インターネットを通じて電子的に取引される、「暗号資産(仮想通貨)」をめぐるトラブルが増加しています。また、暗号資産(仮想通貨)の交換と関連付けて投資を持ち掛け、トラブルとなるケースが増えています。

### 事例1

知人からAI(人工知能)を使った仮想通貨の投資を紹介され、1口25万円購入すれば何もしなくても月に5万円入るといった話だった。事業者に連絡して2口買うと伝え、50万円振り込んだところ、その週に約3万円が振り込まれたので、さらに4口買いたいと申込み、家族から100万円借りて支払った。その後、募集の上限に達したので募集は締め切ったとの連絡があった。しかし、その後配当が遅れるという連絡のあと配当が振り込まれなくなり、おかしいと思い事業者に連絡したが、連絡が取れずウェブサイトにもアクセスできない。



### 事例2

「仮想通貨を買わないか」と電話があり、数日後に説明書が届いた。後日、事業者から電話があり「今、100万円分の仮想通貨を買えば2~3年後には2倍になる」と言われた。その話を信じて購入することにし、近くのファミレスで担当者に現金100万円を渡した。その後しばらくは、仮想通貨の値動きらしき数字の連絡が事業者からあったが、最近、事業者に電話をかけてもつながらなくなった。



## ★アドバイス★

- 暗号資産(仮想通貨)に関連付けた投資の実態や内容に不安がある場合は取引をしないでください

暗号資産(仮想通貨)に関連付けた投資は消費者がその実態を確認することが難しいことに加えて、高配当を生み出す仕組みについて調べることは非常に困難です。また、単に話題になっている仮想通貨が、詐欺的な投資案件の勧誘に利用されているだけの可能性もあります。そのため、知人や友人からの誘いであっても、暗号資産(仮想通貨)や暗号資産(仮想通貨)に関連付けた投資の実態や内容に不安がある場合は取引をやめましょう。

- 「必ず儲かる」という言葉をうのみにせず、リスクを十分に理解できなければ、契約を断りましょう

暗号資産(仮想通貨)は、インターネット上で自由に取引しることができ、その価格も変動するものが多いため、将来必ず値上がりするという保証はどこにもありません。「値上がりする」「高配当がつく」などと言われ、必ず儲かるかのように説明されてもうのみにせず、暗号資産(仮想通貨)の仕組みや、価格変動に伴うリスクなどを十分に理解できなければ契約しないでください。

- 少しでも不安を感じたら、消費生活センターに電話しましょう。

# 宮城県消費生活サポーターになりませんか？

令和の時代になっても、架空請求などの特殊詐欺に関する相談が、県内で非常に多く寄せられています。また、インターネットサービス、通販トラブル、問題商法…etc.と、消費生活に関する問題は日々多様化・複雑化しています。決して他人事ではありません。さらに、消費者には消費者市民社会の一員として食品ロスの削減や廃プラの取組などに主体的に取り組んでいく役割も求められています。

そこで、県では、身近な地域での消費者啓発を担っていただく「消費生活サポーター」を養成するための講座を今年度も開催します。消費者トラブルから身を守るための知識を身に付け、「消費生活サポーター」として地域に貢献してみませんか。



## 消費生活サポーターとは？

身近な地域の消費者トラブルを未然に防ぐために、「**自分のできる範囲**」で消費者教育の活動を担うボランティアです！

※任期は3年です。(更新可)

※ボランティア保険に加入していただきます(加入にかかる経費は県が負担します)。

※その他交通費等、サポーター活動に要する経費は原則サポーターのご負担になります。

## 活動内容は？

### 1. 身近な地域での啓発活動

- ・消費生活センターで発行しているチラシ等を町内会や地域の集まりで回覧・配布する
- ・消費者トラブルに遭っていると思われる方へ、消費生活センターに相談するようアドバイスする

### 2. 地域と行政のパイプ役

- ・身近な地域での消費者トラブルやニーズを消費生活センターへ情報提供する
- ・消費生活センターからの最新情報を身近な地域に届ける

### 3. 自立した消費者を目指した積極的な学習

- ・消費生活センターが発行する情報紙の講読
- ・消費生活センター等が主催する啓発活動のお手伝い



消費生活サポーターになるためには…

**「消費生活サポーター養成講座」の受講が必要です！**

裏面につづく



# 「消費生活サポーター養成講座」を開催します

消費生活サポーターになるためには、原則として養成講座を受講していただくことになります。消費生活に関する基礎知識を学べる内容になっています。受講は無料です。

## 講座日程

全日程9時30分開始、17時終了予定

お好きな会場で  
受講できます♪

### 仙台会場（宮城県自治会館）

令和元年9月25日（水）

### 大崎会場（県大崎合同庁舎）

令和元年10月1日（火）

### 仙台会場（宮城県自治会館）

令和元年9月27日（金）

### 石巻会場（県石巻合同庁舎）

令和元年10月10日（木）



©宮城県・旭プロダクション

## ●対象●

「消費生活サポーター」として活動いただける方で、宮城県にお住まいの個人又は宮城県に事業所を有する事業者・団体・福祉関係機関等  
※団体で申し込まれる際は事前にお問い合わせください。

## ●申込み方法●

申込書を消費生活・文化課までご提出ください。

仙台会場・大崎会場【令和元年9月19日（木）必着】

石巻会場【令和元年9月25日（水）必着】

※申込書は消費生活センターホームページや県消費生活センター、各県民サービスセンターなどで配布しています。

## ●お問合せ・申込先●

宮城県環境生活部消費生活・文化課（相談啓発班）

〒980-8470 仙台市青葉区本町3-8-1

TEL：022-211-2524 FAX：022-211-2959

Mail：syoubuns@pref.miyagi.lg.jp

# 宮城県消費生活センター ☎022-261-5161

## ★相談窓口★

### 【仙南圏】

大河原地方振興事務所  
県民サービスセンター

☎0224-52-5700

相談時間 平日 9時～16時

### 【大崎圏】

北部地方振興事務所  
県民サービスセンター

☎0229-22-5700

相談時間 平日 9時～16時

### 【栗原圏】

北部地方振興事務所栗原地域事務所  
県民サービスセンター

☎0228-23-5700

相談時間 平日 9時～16時

### 【石巻圏】

東部地方振興事務所  
県民サービスセンター

☎0225-93-5700

相談時間 平日 9時～16時

### 【登米圏】

東部地方振興事務所登米地域事務所  
県民サービスセンター

☎0220-22-5700

相談時間 平日 9時～16時

### 【気仙沼・本吉圏】

気仙沼地方振興事務所  
県民サービスセンター

☎0226-22-7000

相談時間 平日 9時～16時

◎各市町村にも消費生活相談窓口があります。詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。